

児童手当現況届の提出はもうお済ですか！

提出締切は6月30日(月)まで

この届けは、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届けの提出がないと、10月期以降の児童手当の支払いが差止めとなります。

手続きが必要な方に対しては、6月初旬に個別案内を送付しておりますので、必ず手続きをお願いします。



児童手当のことで
わからないことがありましたら、
お気軽にご相談ください。

■問い合わせ先

- ・本庁町民児童課児童福祉係 ☎ 0137-84-5111
- ・瀬棚保育所事務係 ☎ 0137-87-3164
- ・大成総合支所町民福祉課戸籍年金係 ☎ 01398-4-5511



入札結果のお知らせ

(平成19年12月から平成20年5月までの入札分)

入札の結果については、130万円を超える建設工事及び50万円を超える調査、測量、設計等の委託業務について公表をしています。なお、入札執行の状況は財政課経理入札係で閲覧しています。金額は全て消費税込みの金額です。

本庁発注分

(単位：円)

工事(業務)名	請負業者	請負金額	落札率(%)	完了(予定)日	入札月日
管渠設計調査業務	㈱日水コン北海道支所	2,352,000	78.6	H20. 2. 5	H19.12.20
フェリーターミナル水洗化工事	佐藤建設工業㈱	3,507,000	96.3	H20. 3.25	H20. 1.23
学校給食センター下水道接続工事	㈹旭工務店	3,045,000	96.7	H20. 5.30	H20. 4.21
旧須築小学校解体工事	㈹丸立建設	5,250,000	95.6	H20. 7.10	H20. 4.21
青少年旅行村バンガロー新設工事	弥左建設	3,255,000	96.3	H20. 7.10	H20. 4.21
三本杉海水浴場トイレ水洗化等工事(トイレ水洗化分)	㈹新栄建設	3,654,000	96.1	H20. 7.10	H20. 4.21
都地区下水道新設工事	㈱平和産業	8,557,500	97.4	H20. 6.30	H20. 4.21
国保病院エレベーター設置等工事实施設計業務	㈱日本工房	1,648,500	94.1	H20. 6.30	H20. 4.21
南団地町営住宅屋根葺替工事	㈱丸さ佐々木金物店	1,554,000	69.3	H20. 6.30	H20. 5.19

総合支所発注分

工事(業務)名	請負業者	請負金額	落札率(%)	完了(予定)日	入札月日
<瀬棚総合支所発注分>					
夕陽が丘分譲地内道路改良舗装工事	㈹福井技建	1,890,000	94.7	H20. 6.23	H20. 4.15
ぽぶら団地町営住宅屋根葺替工事	長内板金店	2,205,000	88.2	H20. 6.14	H20. 4.15
三本杉海水浴場トイレ水洗化等工事(休憩所内外塗装分)	㈹磯部塗装店	2,814,000	94.0	H20. 6.14	H20. 4.15
三本杉海水浴場トイレ水洗化等工事(シャワー室コインタイマー分)	㈹小西電気商会	1,711,500	94.8	H20. 7.10	H20. 5.20
瀬棚町民センター受変電設備改修工事	㈹小西電気商会	1,417,500	95.1	H20. 7.31	H20. 5.20
<大成総合支所発注分>					
大成総合支所・町民センター高圧受電設備取替工事	㈱北幸電建	2,415,000	96.6	H20. 3.28	H20. 1.18
町道宮野臼別線改修工事	㈱阿部組	1,365,000	94.9	H20. 7.20	H20. 5.15
大成図書館ガラスブロック壁改修工事	㈹川端建設	1,890,000	94.7	H20. 7.15	H20. 5.15

申告をお忘れなく!!

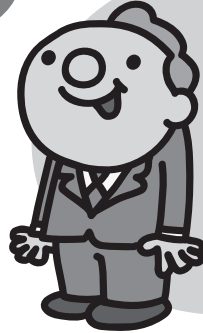
税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けた方については、平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を減額し、納付済の場合は還付します。

※この措置は、「平成19年分の所得税が課税されない程度の所得となった方」を対象としており、所得税の住宅ローン控除の適用などにより、平成19年分の所得税が課税されない場合は対象となりません。

対象となり得る方は、例えば…



出産や病気のため長期休職されていた方



定年退職された方や
依願退職された方



自営業で業績悪化のため大幅に所得が減った方

以上のような方で、平成19年分の所得税が課税されなかった場合は、この措置の対象になる可能性があります。

所得変動に係る経過措置による住民税の還付を受けるためには申告が必要となります。

申告書は、町で配布する所定の様式に、住所、氏名、生年月日などを記載していただくだけの簡易なものになっています。

なお、申告後、町では還付の対象になるかどうかの審査を行い、申告を行った方に対しその結果を通知します。還付の対象となる方については住民税の還付の手続きを行います。適正に審査を行うために収入の状況等の確認が必要となることから、結果通知までに時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■申告期間

7月1日~31日まで

■申告・問い合わせ先
税務課課税係

☎ 0137-84-5111

道路交通法

平成20年6月1日施行

一部改正のポイント



後部座席 シートベルトが義務化!

自動車のドライバーは、後部座席の同乗者にシートベルトを着用させなければなりません。

違反点 1点

(高速自動車国道、自動車専用道路に限る)

※詳しくは、お問い合わせください。

普通自転車 が歩道通行可に!

「自転車は車道通行が原則」であることは変わりありませんが、子供等が運転する場合または車道通行が危険な場合は、歩道を通行することができるようになりました。

【普通自転車が歩道を通行できる場合】

- ①「歩道通行可」の標識等があるとき
- ②児童・幼児・老人などが運転するとき
- ③車道の状況によってやむを得ないと認められるとき

高齢運転者 マークが義務化!

75歳以上の普通自動車の運転者は、「高齢者運転標識」(いわゆる「もみじマーク」)を表示しなければなりません。

罰則 2万円以下の罰金または料、過失同じ

違反点 1点

反則金 4,000円

■問い合わせ先/せたな警察署 ☎ 0137-84-6110